

弔 慰 金 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、会員の弔意に関する事項について定める。

(対 象)

第2条 本規程の対象は、埼玉支部の正会員とする。

2 但し、退会者で支部長が支部発展のために寄与したと認められる者を含む。

(弔慰金)

第3条 弔慰金は、次の区分による。

入会日から死亡日まで	1年以上5年未満	5年以上
金 額 その他	5,000円 弔電	10,000円 弔電

(手続き)

第4条 会員の死亡またはこれを知った会員は、速やかに支部長に通知する。

2 支部長は、本部事務局へ電話、ファックス等にて、「会員氏名、死亡日時、通夜、告別式等」連絡するとともに、手続きを行う。

3 事務処理を迅速ならしめるため、副支部長がこれを代行することもできる。

(予 算)

第5条 予算については、每期予算に計上する。

(その他)

第6条 天変地異が生じたときは、その取り扱いについて幹事会において決定する。

(付則) この規程は、平成20年6月21日より実施する。